＜区役所等で行う主な手続きをご案内します。このほかに手続きが必要な場合もあります。＞

市外へ転出するときの手続き（厚別区2024年度版）

チェック	必要な手続き	窓　口（電話）	持参するもの	手続きのしかた・手続きが必要な方
	住民票の転出届	戸籍住民課 住民記録係 1階 3番 895-2452	・届出人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）	転出証明書を交付します。 引越し後は、住み始めた日から14日以内に、引越し先の市区町村に転入届と共に転出証明書を提出してください。 マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方は、引越し先の市区町村で住所変更の手続きをしてください。 （外国人住民の方） 引越し先の市区町村で在留カード等の住所変更の手続きをしてください（異動者全員のカードを持参してください。）。

以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

	印鑑登録証の返還	戸籍住民課 住民記録係 1階 3番 895-2452	・印鑑登録証（カード）	転出届の転出（予定）日に、登録が自動的に廃止されます。印鑑登録証は廃棄するか窓口に返還してください。
	マイナンバーカード・住民基本台帳カードの継続手続き		・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	引越し先の市区町村で引続き利用するためには、引越し先の市区町村で継続手続きが必要です（一定の条件があります。）。 ◆詳しくは窓口へお問い合わせください。
	マイナンバーカードの署名用電子証明書の申請	市外へ転出すると、署名用電子証明書が利用できなくなるため、引続き利用される場合は、引越し先の市区町村で新規の申請をしてください。		
	小・中学校の転校手続き	引越し先の市区町村で手続きしてください（在学証明書等が必要です）。		
	国民健康保険の脱退手続き	保険年金課 保険係 1階 9番 895-2594	・国民健康保険証	保険証をお返しください。引越し先の市区町村で新規加入手続きをしてください。
	後期高齢者医療被保険者の資格喪失手続き		・後期高齢者医療保険証 ・限度額適用認定証（交付を受けている方） ・特定疾病受療証（交付を受けている方）	道外へ転出される方 窓口で、保険証などをお返しください（新しい保険証などは、引越し先の市町村からお渡しします。）。 負担区分等証明書（転出する世帯全員分）や障害認定証明書（該当の方）をお渡しします。なお、引越し先が病院や施設の方は、その旨お知らせください（その場合、北海道の保険資格のままとなります。）
	後期高齢者医療被保険者証の住所変更		道内の他市町村へ転出される方 手続きは不要です。新しい被保険者証などは、引越し先の市町村から郵送されます。	
	介護保険の資格喪失手続き		・介護保険証 （交付を受けている方）	保険証をお返しください。要介護認定を受けている方（申請中も含む）は、受給資格証明書をお渡しします。
	国民年金の住所変更 （加入されている方）	手続きは不要です。（引越し先の転入届出後、日本年金機構が住所変更の確認をします。）		
	国民年金の住所変更 （受給されている方）	新住所地を管轄する年金事務所にお問い合わせください。 （マイナンバーが収録されている場合、届出が不要となります。）		
	特別奨学金の廃止手続き	保健福祉課 地域福祉係 2階 1番 895-2465	世帯全員が市外へ転出する場合は奨学金が廃止になります。 ◆窓口にお問い合わせください。	
	児童手当の消滅手続き	保健福祉課 福祉助成係 2階 2番 895-2474	消滅届を提出してください。 引越し後は、転出（予定）日から15日以内に引越し先の市区町村で新たに申請が必要になります。※申請が遅れた場合、手当てを受給できない月が発生します。＜◆詳しくは引越し先の市区町村へ＞	

＜ 札幌市厚別区役所　＞

（裏面もご覧ください）

チェック	必要な手続き	窓　口（電話）	持参するもの	手続きのしかた・手続きが必要な方
	子ども医療費助成の喪失手続き	保健福祉課 福祉助成係 2階 2番 895-2474	・受給者証	受給者証を返還してください。
	児童扶養手当・特別児童扶養手当の住所変更		・手当証書	◆窓口にお問い合わせください。
	災害遺児手当の消滅手続き			◆窓口にお問い合わせください。
	ひとり親家庭等医療費助成の喪失手続き		・受給者証	受給者証を返還してください。
	重度心身障がい者医療費助成の喪失手続き		・受給者証	受給者証を返還してください。
	心身障害者扶養共済制度の手続き	引越し先の市区町村で手続きをしてください。		
	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の住所変更	引越し先の市区町村で住所変更の手続きをしてください。		
	特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の住所変更	引越し先の市区町村で住所変更の手続きをしてください。		
	敬老優待乗車証の返還	保健福祉課 給付事務係 2階 5番 895-2478	・敬老優待乗車証	ICカード内の残金については、負担額に応じて返還できます。（口座振込） ◆窓口にお問い合わせください。
	福祉乗車証、福祉タクシー利用券、福祉燃料助成券の返還		・福祉乗車証 ・福祉タクシー利用券 ・福祉燃料助成券	福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉燃料助成券を返還してください。
	特定医療費（指定難病）受給者証の返納	受給者証を返納し、引越し先の市町村で新たに手続きが必要です。		
	母子寡婦福祉資金の住所変更	健康・子ども課 子ども家庭福祉担当 3階 33番 895-2512	資金の貸し付けを受けている区の母子・婦人相談員へご連絡ください。	
	飼い犬の鑑札の引き換え	引越し先の市区町村で手続きをしてください。 ◆詳しくは動物管理センター（℡736-6134）へお問い合せください。		
	原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車（市外転出）手続き	中央市税事務所 中央区北２条東４丁目 サッポロファクトリー ２条館４階 211-3076	・標識 ・標識交付証明書 ・本人確認書類（運転免許証等）	中央市税事務所で廃車証明書を発行します。引越し先の市区町村で新規登録の手続きをしてください。 ※郵送でも手続きできます。（ＨＰ参照）
	固定資産税所有者住所変更手続き	東部市税事務所 厚別区大谷地東２丁目 交通局庁舎 802-3917	当区に土地・建物のある方は、住所変更の手続きをしてください。 （電話・はがきでの手続きも可）	
	納税管理人の申請	東部市税事務所 厚別区大谷地東２丁目 交通局庁舎 802-3914	納税義務者である方が国外へ転出される場合	
	家屋敷の申告	東部市税事務所 厚別区大谷地東２丁目 交通局庁舎 802-3914	区内に家屋敷を有している方	
	住民税（市･道民税）について	通常、1月1日現在で住民登録のあった市町村において、前年の所得をもとに1年分が課税されます。そのため、1月1日に札幌市に住民登録をしていた方は、6月に札幌市から郵送される「納税通知書」により、各期限までに納付することになります。 ※納付困難な事情のある方は、東部市税事務所（802-3913）にご相談ください。		
	国外に転出する方の選挙の手続き（在外選挙人制度）	総務企画課 選挙係 2階 9番 895－2424	国外に居住していても在外選挙人名簿の登録申請手続きを行うことで、投票できます（地方選挙を除く）。 ◆詳しくは総務企画課選挙係にお問い合わせください。	

20240401作成

< 札幌市厚別区役所　代表 011-895-2400 >